

# 夏季一斉休業が最大3日増えます 一斉休業に休めない人は別日で取得できます

<夏季一斉休業の延長について>

夏季一斉休業について、電気料金の著しい高騰に対する節電対策の一環として一斉休業日の期間を今年度限りの特例措置として延長し、その期間について特別休暇を与える。

\*延長に伴い追加付与される特例休暇は、給与がすべて保障された有給の休暇です。

内容：

1) 機構が定める一斉休業の期間（以下「一斉休業期間」という。）を「8月15日（月）、16日（火）※」から「8月14日（日）～20日（土）」に延長する。

※週4日以下勤務の職員については既出通知どおりの日

2) 既出通知で一斉休業日としている日（8/15・16）については、同通知どおり年次有給休暇の計画的付与又は夏季休暇にて取り扱う。

3) 一斉休業期間において2)を除く日で勤務日となっている日は、特例的に休暇を与える。

\*8月21日以降に勤務を開始した職員は特例休暇の対象外。

4) 一斉休業期間（8月14日（日）～20日（土））に勤務せざるを得ない場合の対応

医学部附属病院等関係職員及び部局等の長が一斉休業期間に入試業務等でやむを得ず勤務する必要があると認める職員は、下記の職員区分等日数に応じて、一斉休業期間以外に特例休暇を取得することができる。

ただし、取得可能期間は、2022年7月1日から同年12月31日までとする。

<職員の区分等日数> \*1日ごとにばらばらに取得可能。

- ・常勤職員 3日
- ・週5日勤務の限定職員、契約職員、パートタイム勤務職員 3日
- ・週4日勤務の限定職員、パートタイム勤務職員 2日
- ・週3日勤務の限定職員、パートタイム勤務職員 1日



<今年度の夏季一斉休業など>

| 週の勤務日数                | 夏季一斉休業<br><従来通り分><br>附属病院職員を除く | 夏季一斉休業<br><延長分(特例休暇)><br>☆8/17～19に出勤せざるを得ない場合は、別日(7月～12月の間)に取得可能 | 夏季休暇<br>(従来通り)        | 合計<br>特例休暇<br>+<br>夏季休暇<br>(有給休暇は除く) |
|-----------------------|--------------------------------|--|-----------------------|--------------------------------------|
| ・常勤職員<br>・週5日勤務の非常勤職員 | 8/15(月)・16(火)<br>(有給休暇*で対応)    | 8/17(水)～19(金) <b>3日</b><br>(特例休暇)                                | 6日<br>(5月～12月までの間に取得) | 9日<br>(昨年6日)                         |

|             |                                      |   |                       |               |
|-------------|--------------------------------------|---|-----------------------|---------------|
| 週4日勤務の非常勤職員 | 8/15(月)・16(火)<br>(出勤日は有給休暇*か夏季休暇で対応) | 8/17(水)～19(金)のうち出勤日に当たる <b>2日</b><br>(特例休暇) | 5日<br>(5月～12月までの間に取得) | 7日<br>(昨年5日)  |
| 週3日勤務の非常勤職員 | 8/15(月)・16(火)<br>(出勤日は有給休暇*か夏季休暇で対応) | 8/17(水)～19(金)のうち出勤日に当たる <b>1日</b><br>(特例休暇) | 4日<br>(5月～12月までの間に取得) | 5日<br>(昨年4日)  |
| 週2日勤務の非常勤職員 | 8/15(月)・16(火)<br>(出勤日は夏季休暇で対応)       | なし<br>(出勤日は夏季休暇で対応)                         | 2日                    | 2日<br>(昨年と同様) |
| 週1日勤務の非常勤職員 | 8/15(月)・16(火)<br>(出勤日は夏季休暇で対応)       | なし<br>(出勤日は夏季休暇で対応)                         | 1日                    | 1日<br>(昨年と同様) |

\*8/15・16に有給休暇をあてる職員は、正規職員及び週5日勤務、週4日勤務、週3日勤務の限定職員、育児短時間勤務契約職員、パートタイム勤務職員のうち年10日以上<sup>の</sup>年次有給休暇が付与された者。

## 夏季休暇・有給休暇は計画的に取得しよう

夏季一斉休業の延長について6/16(木)に組合と過半数代表への説明会が開催されました。<大学>本来なら全学に通知を流す前に組合と過半数に説明会を開催しなければならなかったが、電力のひっ迫が急なこともあって、スケジュール的に説明が後になってしまった。事務的な対応になり、この点は大変申し訳なく思っている。私たちの不手際であり、今後の教訓にしたい。

| 説明会での組合からの意見・要望   | 回答及び対応  |
|---|---|
| 支払業務の締め日が一斉休業日中にあたるのだが。   | 把握していなかった。財務部と調整のうえ、支払いスケジュールの調整を行う。後日スケジュールの変更の通知が流された。  |
| 昨年と同じスケジュールだと、前期の成績の締め切り日が一斉休業日中になるのではないか。                            | 成績の締め切りの事は把握していなかった。締め切りの事は確認したい。<br>後日スケジュールの調整が行われ締め切りが延長された。   |
| 新電電が破産し、急遽中部電力になったが、新電電との契約はどなたの判断だったのか。                              | 昨年度から新電電と契約をして破産したのは事実である。その時点で契約料金が安価で契約は合理的であった。ロシアのウクライナ侵攻などの社会情勢の変化を昨年の時点で予測はできない。                                  |
| 週2日勤務と1日勤務の職員に特例休暇がないのはなぜか。同一労働同一賃金や均等待遇の面から考えると、少なくとも1日は特例休暇を与えてほしい。 | 週2日勤務と週1日勤務の方はもともとその週の勤務日に夏季休暇を充てることになっているので今回の特例休暇の対象とはしていない。<br>今回は今年度限りの特例であり、今後一週間の一斉休業を恒常的に続けるのであれば、その際休暇の増加も考えたい。 |
| 8/11(木)が祝日のため、8/12(金)を含めた方がより節電効果やリフレッシュ効果が高まるのではないか。                 | 8/12はオープンキャンパスが入っているため、難しい。また、一週間の範囲内の一斉休業にしたかった。来年度以降の参考にさせていただく。  |

夏季休暇や一斉休業で休めない方が別日で取得できる特例休暇は、12月末日が取得期限となります。取り残しが無いよう、お気を付けてください。また正規職員は年次有給休暇も12月末が一年の更新の末日となっています(非常勤職員は3月末日)。雇用主の義務として、有給休暇が一年で10日以上付与されている方には、一年間に最低5日間の有給休暇の取得をさせなくてはなりません。